

## 会 議 録

会議の名称	令和5年9月定例教育委員会		
開催日時	令和5年9月26日 13時30分開会 15時07分閉会		
開催場所	つくば市役所本庁舎4階 401会議室		
事務局	教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委員 倉田 廣之 委員 柳瀬 敬 委員 和泉 なおこ 委員 成島 美穂	
	委員以外の出席者	教育局長 吉沼 正美 教育局次長 坂田 博之 教育局次長 久保田 靖彦 教育総務課長 山岡 めぐみ 学務課長 下田 裕久 教育施設課長 鈴木 聡 健康教育課長 柳町 優子 学び推進課長 岡野 知樹 特別支援教育推進室長 中島 澄枝 総合教育研究所長 山田 聡 教育相談センター所長 久松 和則 生涯学習推進課長 澤頭 由紀子 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 市民部スポーツ振興課長 大久保 正巳 市民部スポーツ振興課係長 中山 真由美 教育局企画監 青木 孝之	
公開・非公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	5人
会議次第及び議事	1 開会 2 議事録承認 3 教育長の報告		

4	<p>案件</p> <p>(1) 議案第 50 号 教育財産の取得の申出について (公開)</p> <p>(2) 議案第 51 号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について (公開)</p> <p>(3) 議案第 52 号 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について (公開)</p> <p>(4) 報告第 27 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(5) 報告第 28 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(6) 報告第 29 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(7) 報告第 30 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(8) 報告第 31 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示) (公開)</p>
5	その他
6	閉会

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	<p>ただいまからつくば市教育委員会の9月定例会を開催いたします。本日も委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。スムーズに進行してまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。</p>
2 議事録の承認	
森田教育長	<p>では、初めに議事録の承認ですが、令和5年8月定例会の議事録を委員の皆様には事前にご確認いただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。それでは署名人を倉田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
3 教育長の報告	
森田教育長	<p>続きまして、次第の3、教育長の報告に移ります。前回の定例会で、熱中症に十分留意するようにならなければならないというお話が出ました。私からも市内の各学校長に対し、国や県の通知文を含めて、8月下旬に具体的に対策を練って対応できるようにしておきましょうという話をしていたところです。現在のところは大きな事故もなく、進めることができます。特に9月に体育祭を予定している学校もありましたけれども、台風等の影響もあって延期をした学校もあります。9月17日までに実施を予定していた中学校及び義務教育学校後期課程は9校ありますが、そのうち7校は9月末から10月上旬に延期したということです。残りの2校については、当初予定した日の次の日曜日や月曜日に十分に対応を練りながら実施し、無事に終わったと報告を受けております。暑さ対策については小学生の日傘の活用や、中学生のジャージによる登下校をどんどん進めましょうということを話しましたが、日傘の使用についてはなかなか進まない状況もあるようです。ただ、これからも子供たちの安全対策については引き続きしっかりと進めていきたいと考えています。</p> <p>また、今年度は9月に入ってから新型コロナウイルス感染症だけではなくインフルエンザの流行も同時に発生しておりまして、9月22日の時点で11校の30学級で学級閉鎖、4校の4学年で学年閉鎖、小学校1校で休校の措置をとりました。なかなか減らない状況でもありますので、各学校に対して注意喚起を十分にするように伝えているところです。今後も教育局と連携をとって進めていきたいと考えています。私の報告は以上です。</p> <p>それでは案件に入りたいと思います。今日の案件は議案3件と報告5件の計8件でございます。報告第27号から第30号につきましては人事案件のために非公開とし、それ以外の案件は公開として進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	ではそのように進めさせていただきます。傍聴人の方は一度退室いただくようお願いいたします。
(4)報告第 27 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
(5)報告第 28 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
(6)報告第 29 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
(7)報告第 30 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
森田教育長	それではまず非公開案件を進めてまいります。報告第 27 号から第 30 号までは同様の人事案件になりますので、教育総務課より一括で説明をお願いします。
山岡教育総務課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。
	（議案に対する質疑応答）
森田教育長	はい。他はよろしいでしょうか。では、報告のとおりとしてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ではこのとおり承認ということで進めさせていただきます。
(1)議案第 50 号	教育財産の取得の申出について（公開）
森田教育長	それでは、非公開の案件がすべて終わりましたので、公開案件に移ります。傍聴人の方を入室させてください。 それでは公開案件を議題といたします。議案第 50 号、文化財課お願い

石橋文化財課長	<p>します。</p> <p>議案第 50 号、教育財産の取得の申出についてご説明いたします。国史跡小田城跡公有化事業に伴う用地取得において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定による、教育財産の取得の市長への申出について、つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、議決を求めるものです。当該用地は市街化区域ですが、史跡の現状変更の厳しい制限がかかる B 地区という地域にあたります。この度、土地の所有者が売却を望んでいることから、史跡保存のため取得するものです。取得予定地はつくば市小田 2492 番 1、面積が 195.03 平米で、取得予定額が約 260 万円です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
森田教育長	<p>ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたら、お願いします。</p>
柳瀬委員	<p>まとまった面積ではないですね。</p>
和泉委員	<p>住宅地ですしね。</p>
森田教育長	<p>まとまった面積でないのに買うことについてどうなのかということもあるので、将来の構想も含めて文化財課から説明してもらえますか。</p>
石橋文化財課長	<p>はい。今回取得する土地につきましては、現在整備を進めている本丸跡からは離れた場所で、こちらは小田城跡の堀跡に該当する地域です。小田城跡の保存管理計画を定めた時に、堀跡や土塁跡のような城跡の地割に関係する場所につきましては特に規制が厳しくなっておりまして、1 回限りの全面改築は認められているものの、新規建築は認められていません。そのため、所有者への補償の意味合いを含めて、優先的に購入している場所となっています。資料の 2 枚目の図で青く塗ってある部分が公有化されている土地でして、令和 5 年度公有化予定地の左右に数筆の公有化済みの土地がありますが、これらは堀跡に沿った土地を公有化したものです。このような市街化区域にある小さな土地のまとまりを今</p>

	<p>後どのようにしていくかということですが、平成12年度に小田城跡の保存整備計画を定めたときに、重点的な整備をしていく本丸跡周辺とは別に、まとまった土地をポケットパークのような形で整備していくという計画を立てています。今のところはまだポケットパークとしての整備をした土地はありませんが、今後、土地のまとまりに応じて検討していくことになるかと思います。以上です。</p>
森田教育長	<p>補足で説明がありましたが、質問などがありますでしょうか。はい、柳瀬委員どうぞ。</p>
柳瀬委員	<p>将来の計画が見えないところで、史跡指定範囲の土地を購入しておくということに市民から納得が得られるかという、おそらく納得できない人たちもたくさんいると思いますので、何に使われるのかを含めて、どう説明するかが大事だと思います。今のところ計画は無いものの、指定範囲内の土地で堀跡である可能性は高いので購入するというのであれば、どこまで公有化していくのか、着地点が見えないという印象を持ちます。</p>
森田教育長	<p>はい、文化財課。</p>
石橋文化財課長	<p>計画がないというわけではなく、ポケットパークとしての整備を計画しているという位置付けになります。ただ、それをどの場所でどの程度まとまった段階で進めておくかについては、まだ方向性が定まっていないところです。城跡の保存を考えるにあたって、堀のある地割、土塁のある地割、どこからがお城に入ってくるのかなど、そういった地割に係る名残がある部分というのは重要な部分となります。そういった意味で今回買う土地も重要な部分ですし、今後本丸跡だけではなく、周辺の保存活用をはかるようにしていくために土地を購入するという位置付けで考えております。</p>
森田教育長	<p>はい、柳瀬委員どうぞ。</p>
柳瀬委員	<p>この土地は発掘をする必要があるということですか。それとももう発</p>

	掘する必要はないものの、堀跡だから買っておいたほうが良いという判断ですか。
森田教育長	はい、文化財課。
石橋文化財課長	堀跡であることはもうすでに明らかな場所ではありますので、買うために発掘調査をするということはありません。ただ、今後整備を進めていく段階で、どのような整備をしていくかを考えるために発掘調査をする可能性はございます。
柳瀬委員	堀は桜川へ接続するものですね。今は水田地帯となっている場所のどこかに桜川への接続があったと思われませんが、この図面では史跡指定の範囲に入っていないような気がします。市民からの目からすると非常に関心のある部分が抜けているのではないのでしょうか。ポケットパークよりもそちらに興味がある方も多いのではないですかね。
森田教育長	はい、文化財課。
石橋文化財課長	おそらく小田城では何度も戦いがあった、その度に土浦城まで逃げる際には、船で抜け出してそちらに向かったのだらうと言われていました。そのための逃げ道だけではなくて、物資を運ぶための水路が当然あったらうということも言われていますが、現状では見つかっていません。もちろん、そのような運河の類が掘られていたことが判明すれば、追加指定地の候補になってくるかと思いますが、史跡指定というのは土地に対して指定をして、制限をかけて保護していくという制度になっていますので、現時点で分かっていないものについては、なかなか保護の手段が難しい状況です。一方で、堀や土塁は具体的な位置がある程度判明していますので、その範囲を史跡指定して保護している状況です。以上です。
柳瀬委員	土地の購入に関して、そこまで立ち入っていろいろな話合いができないことは理解していますが、公有化に対して市民が賛成してどんどん進めてほしいと思えるように、将来的に小田城跡がどれほど魅力的なのか

	を常に説明していく必要があると思います。公有化した土地が本当に必要なのかという話が出てこないような筋道が欲しいのですよね。おそらく公有化はこれからも続いていくと思うので、いかに市民に小田城跡を魅力的なものと思ってもらえるかという視点を持って、着地点というか、構想を常に語ってほしいと思っています。
森田教育長	ありがとうございます。大変大事な部分だと思いますので、留意してやっていきたいと思っています。
和泉委員	すみません、よろしいでしょうか。
森田教育長	はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	用地実測図を見ると、小田 2491 番 1 と 2491 番 8 はつくば市の土地となっていますが、ここは現在どのような状態なのでしょうか。
森田教育長	はい、文化財課。
石橋文化財課長	購入時点では更地として買うのですが、その後は草刈をしながら維持管理をしている状況です。小田の街を歩くときに、この部分が堀跡であると紹介することもあります。
和泉委員	管理のみしているということですね、わかりました。ありがとうございます。
森田教育長	はい。他はよろしいでしょうか。ではこの議案について承認することとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(2) 議案第 51 号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について (公開)	



森田教育長	続いて、議案の第 51 号、学務課お願いします。
下田学務課長	議案第 51 号つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。令和 6 年度にみどりの南小学校が開校することに伴い、谷田部幼稚園の通園区域にみどりの南小学校の通学区域を対象とするため、また、現状の利用可能な保育室数では現在の定員を受入れることが難しいことから、保育室として利用可能な部屋数に合わせた定員の変更となります。お手元の新旧対照表をご覧ください。左が改正後で右側が改正前となっております。下線で書いてあるところが新たな変更箇所となっております。谷田部幼稚園に新しくみどりの南小学校の通学区域を入れまして、その他各園の定員を変更しております。規則については令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、成島委員どうぞ。
成島委員	定員減少の理由は、設備的なものと実際の園児数によるもののどちらでしょうか。両方ですか。
下田学務課長	理由は前者によるもので、実際に人数が少ないというものではありません。
成島委員	老朽化などということですか。
下田学務課長	クーラーがついていないなど、設備面でのいろいろな点があり、教員数などを含めて変更しております。
成島委員	わかりました。ありがとうございます。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。よろしいですか。では承認するものとしてよろしいですか。
委員一同	はい。

森田教育長	では承認とさせていただきます。
(3)議案第 52 号	つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（公開）
森田教育長	次に、議案の第 52 号、学務課お願いします。
下田学務課長	議案第 52 号つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。みどりの学園義務教育学校の児童生徒数の増加に対応するため、令和 6 年 4 月にみどりの南小学校及びみどりの南中学校を開校することに伴い通学区域を定めるものでございます。通学区域については、令和 2 年度開催のつくば市学区審議会に諮問いたしまして答申をいただいた区域で設定しております。また、答申内容については、令和 3 年度に保護者説明会、住民説明会を実施済みでございます。お手元の新旧対照表のとおり、みどりの南小学校の通学区域は、飯田、中野、片田、西栗山、みどりの南、みどりの東、根崎となります。これは現在のみどりの学園義務教育学校の学区を分割したものとなります。みどりの南中学校の通学区域につきましては、みどりの南小学校区と谷田部南小学校区を含むことになり、現在の谷田部中学校の通学区域から谷田部南小学校区を分割する形となります。規則については両校合わせて令和 6 年 4 月に施行いたします。
森田教育長	ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いいたします。よろしいですか。では承認することにご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(8)報告第 31 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会事務局職員の人事異動内示）（公開）
森田教育長	報告第 31 号、教育総務課お願いします。
山岡教育総務課長	報告第 31 号臨時に代理した事務の管理及び執行の状況についてご説明いたします。教育委員会事務局職員の人事異動の内示についてです。今

<p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>回は、幼稚園教諭 3 名と教育施設課職員 1 名が異動となっております。これらの内示につきましては、令和 5 年 9 月 22 日に行っております。なお、育休代替任期付で新規採用と掲載されている職員につきましては、臨時的任用職員として令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの任期で任用していましたが、育休補充任期付職員の採用試験に合格しておりますので、10 月 1 日付けで育休補充任期付職員として、任用形態を変更するものです。なお、任期は令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。</p> <p>ただいまの説明に質問や確認事項がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では、このとおりとしてよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ではこのまま進めさせていただきます。</p>
<p>5 その他</p>	
<p>森田教育長</p> <p>大久保スポーツ振興課長</p>	<p>以上で審議すべき案件は終了したので、次第の 5、その他に進みます。</p> <p>まず、第 2 次つくば市スポーツ推進計画策定に係る意見についての照会ということで、市民部スポーツ振興課から説明があります。配布資料について、スポーツ振興課から説明をお願いいたします。</p> <p>今回、第 2 次つくば市スポーツ推進計画の策定案について提出させていただきます。本計画策定の経緯につきましては、平成 23 年制定のスポーツ基本法に基づきまして、平成 26 年に「つくば市スポーツ推進計画」を策定いたしました。その後、平成 31 年の中間見直しを経まして、今年度に 10 年目を迎え計画期間が終了することから、「第 2 次つくば市スポーツ推進計画」を策定するものです。この策定にあたりましては、お手元の概要資料において抜粋して示しておりますが、スポーツ基本法第 10 条第 2 項におきまして、「地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と定められています。これに基づきまして、今回、本教育委員会に意見をお諮りするものです。計画の位置付けにつきましては、国の「第 3 期スポーツ基本計画」の考え方を参酌しまして、</p>

	市の上位計画である「つくば市未来構想」及び「つくば市戦略プラン」との整合性を図りながら策定して参ります。計画の期間ですが、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、5年目で中間見直しを予定しております。
森田教育長	計画案については事前に見てきていただいていると思うのですが、何か質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	2つ質問があります。「つくば市スポーツ推進審議会」の構成員はどういう人々だったのか、また、今回この教育委員会での議論をどこまで反映する余地があるのか、この辺りを教えていただけますでしょうか。
森田教育長	スポーツ振興課、お願いします。
中山スポーツ振興課係長	1点目について、推進審議会の構成員の皆様に関しては、議長を筑波大学の教授にお願いしておりまして、学識経験者や市民委員の方、市議会議員の方、関係行政機関の職員の方などを構成員として全12名で構成しております。 2点目について、今回の教育委員会の意見につきましては、是非参考とさせていただきたいところではありますが、どこまで反映できるのかというのは、頂戴した御意見を照らし合わせながら、できる限り反映させていただけるような形をとらせていただきたいと思います。
大久保スポーツ振興課長	ただいまの説明に補足します。11月に第4回目の推進審議会を予定しており、今回の教育委員会で頂いた意見につきましてはそちらでお諮りして、計画に盛り込んでいくような形になるかと思えます。
和泉委員	分かりました、ありがとうございます。
森田教育長	他にはございますか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	11ページに「(6) 学校部活動と新たな地域クラブ活動」という項目が

	<p>あるのですが、このことについては教育委員会でも何度も議論を重ねながら、これからの学校の部活動と地域移行ということはずっと検討してきているわけですね。そういったものがきちんと反映されるようにして欲しいと思うのですが、審議会の方にはそういった議論ができるような方はいらっしゃるのでしょうか。</p>
中山スポーツ振興課係長	<p>スポーツ団体の長ということで、大穂中学校の校長先生に中体連の会長としてご参加いただいております。私どもとしても、中学校の部活動については大変重要であると考えておりまして、54ページを見ていただきますと、重点取組の1つとして、子供たちのスポーツの取組の中にも入れさせていただいております。</p>
柳瀬委員	<p>はい、ありがとうございました。部活動の地域移行のことは、教育委員会ではどこの部署が担当になるのでしょうか。</p>
森田教育長	<p>学び推進課です。</p>
柳瀬委員	<p>学び推進課ですか。これについては、もうすでに色々なことを実際に試験的に進めていることが結構あるので、取り入れて欲しいと思います。議論としては、モデル的な取組がその他の学校でも応用可能かどうか、というところに来ているのですよね。その判断は非常に微妙なところがあって、その負担をどうするかなど具体的な話になってきているので、計画としては地域移行を進めましょうという大筋はあるのですが、その具体策については本当に試行錯誤の段階だと思うのですよね。そういったことも議論の中に入れていただければと思います。よろしくお願いします。</p>
中山スポーツ振興課係長	<p>ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>今回、意見聴取が10月10日までとなっていますけど、10月10日まではまだ大丈夫だということなのでしょうか。</p>
大久保スポーツ	<p>そちらに関しては一応期限として設定をさせていただいておりますが、</p>

振興課長	12月から1月にパブリックコメントを予定しております。その際にも意見をお受けできるかと思しますので、そういった柔軟性を持った回答の方法もあるかと考えております。
柳瀬委員	蛇足ですが、5ページの「IV 市民のための科学技術を生かすまち」というところは、漢字が間違っていますね。すぐこういうのを見つけてしまってすいませんが、修正をお願いします。
大久保スポーツ振興課長	ありがとうございます。チェックが至らなくて申し訳ございませんでした。
和泉委員	感想を述べてもよろしいですか。
森田教育長	はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	<p>スポーツをこのように捉えて行政の政策として反映させるのか、という意味で非常に興味深く拝読しました。中でも、スポーツをアスリート養成のように特定の種目で養成するスポーツというものと、もっと広く捉えて日常性とか自発性・継続性みたいな観点で生涯にわたって行うものという2つに大きく分けられる中で、私は学校教育でやれることと、生涯学習の領域でやることというふうに分けながら、何ができるのかと思ひながら読みました。本当に感想になってしまうのですが、いずれにせよ両方とも大事なのはやはり楽しさとか喜びをあわせ持つことで、これが必要条件になっていて、そこさえあればいずれも楽しく何歳でもスポーツ・運動に携わられていくのではないかと思います。</p> <p>特に学校教育では、運動嫌いと体育嫌いというのがあって、運動は好きなのに体育が嫌いな子供がいれば、体育の授業は好きでも運動は嫌いな子供がいます。私自身が前者のタイプだったので、どういった研究があるのかと思って論文を探してみたら、やはりそういった研究があって、運動は嫌いなのに体育が好きという子もいるのですよね。それは、教師がどのような教師かということが関係していて、教師次第で、運動嫌いだった子供が体育を好きになって、そこから運動を好きになるというケースもあるということです。学校教育の中で体育の授業は凄く影響</p>

	<p>が大きいと思うのですけれども、そこに少し可能性があるのかもしれないと思いました。</p> <p>あとは、計画案の中で、スポーツを「する」「みる」「支える」という3つの軸がありましたけれども、「する」と「支える」は連携しているのではないかと思いました。障害者のスポーツの認知度はまだまだ低く、実践も少ないという結果だったと思うのですけれども、もう少し障害者スポーツに注力していけば、「する」人が、障害者ではない人も一緒に「する」ことで、「支える」ことが同時にできるのではないかとも思いました。いずれにせよ、スポーツがもたらす副産物はすごくあると思うので、そういった楽しさを追及できたら良いと強く思いました。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。はい、倉田委員どうぞ。</p>
倉田委員	<p>この計画案は非常に細かく綿密に幅広く網羅されていると思いました。今後のつくばの在り方を考えたときにお尋ねしたいことがあります。スポーツ施設等の整備に関して、つくば市らしいスポーツ施設の充実ということ考えたときに、陸上競技場も含めて、総合運動公園みたいな大規模な計画を今後進めていく予定があるのでしょうか。やはりつくば市のシンボリックな施設があってもいいのかなと個人的に思ったのですが、子供たちも非常に有効活用できるようなものは教育界でも望んでいたところなのですよ。計画の中ではどう考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
森田教育長	<p>スポーツ振興課、よろしいでしょうか。難しいとは思いますが。</p>
大久保スポーツ振興課長	<p>ただ今ご指摘いただいた件についてですが、本計画に関しては、まず前提条件として、第1次スポーツ推進計画の際に余りにも細かく書き過ぎてしまい、各種計画の変更に合わせてこちらの大元の計画を変更しないといけないというような事態がありましたので、今回の第2次計画につきましては、そういった施設計画を含めて今後検討していく、または、そういった施設計画があった段階で推進していくというような形でまとめております。もっと細かい話をしますと、ただいまの点については、現在は上郷高校の跡地等で議論がされています。それ以前は総合運</p>

	<p>動公園プロジェクトチームでやっていた経緯がございます。そういったものに関しては別プロジェクトの舞台として計画がなされますので、本計画の位置付けとしてはそういった個別の計画を本計画の位置付けの中で推進、どちらかという応援していく、必要に応じてそういったものを提案するという形でまとめております。上郷高校の跡地利用という形で現在進めているものに関しては別プロジェクトということで進めていますので、こちらの計画では今後そういった施設の活用ということが盛り込まれています。</p>
倉田委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
柳瀬委員	<p>特に今の段階では新しいそういう構想が出てきているわけではないということですね。</p>
大久保スポーツ 振興課長	<p>はい。ただ、計画案の中に少しだけ載っております。</p>
森田教育長	<p>よろしいですか。今日の新聞にも大穂中の草木選手が杭州アジア大会のスケートボードで金メダルを取ったという報道がありましたね。手代木中出身のボルダリングの森選手も大活躍しているし、本当につくばの若い層が活躍してくれているというのはありがたいと思います。</p>
柳瀬委員	<p>今回この計画を策定するにあたってのアンケート等の中で、既存の公園についてはボールを投げるのは禁止といった規制からスタートしていると思うのですが、スポーツ公園のようにしたいといった要求は出てきていますか。洞峰公園がどのような形になるのかは今のところ微妙ですが、スポーツの観点からすると、既存の公園の利用ということも大切だと思います。今の公園は遊具も撤去されて、子供たちはほとんど何もしていなくて、ベンチで高齢者が過ごしているような感じになっていて、子供たちが公園でどんどん遊んだりスポーツしたりというのがあまり見えなくなっているのですよね。アンケートや市民の要求の中に、公園のスポーツ利用というようなものはありましたか。</p>
大久保スポーツ	<p>この計画を策定する前にアンケート調査をさせていただいています</p>



振興課長	<p>が、そういった個別のものに関して目にしているものはありません。また、スポーツ公園としての利用という話ですが、都市公園にあたる話になると、公園・施設課が担当になりますので、要望はそちらにされるのではないかと思います。先ほど中学生がスケートボードで上位に入賞されたとか、現在はオリンピック種目でも新たなスポーツがありますけれども、そういったことを踏まえて、公園・施設課ではスケートボードパークを、また、サイクルコミュニティ推進室ではBMXのコースを作るなどしており、公園という形とは少々異なりますが、新しいスポーツを取り入れて新たな施設を整備しており、市はそういったものにも目を向けています。</p>
柳瀬委員	<p>思いつきではありますが、いわゆる都市公園のスポーツ利用についてはひとつ議論の余地があるかと思います。火を焚くのも禁止、キャンプをするのも禁止、ボール遊びも禁止となると、都市公園の使い方がすごく限定的になってしまっていて、子供たちの遊び場や子供たちが自由にスポーツ・運動をする場所というのがなくなっている状況だと思います。計画の中にそういった視点についても織り込んでもらえると嬉しいと思います。それはスポーツとは離れた、教育や学校、あるいは一般市民の要望の中で出てくれば良いかと思うのですよね。少なくともこの場では、いわゆる都市公園の、普通にその辺にある公園のスポーツ利用についてという議論をして欲しいという要望です。</p>
和泉委員	<p>それは児童公園も含まれますよね。このことは私もすごく同様に思います。というのは、特に子供は、特別に今日は野球をやろうとか、サッカーをやろうとって出かけるものではないと思うのですよね。ですので、とにかくだだっ広いところさえあれば、スポーツなのか遊びなのかその境界も厳密には必要ないと個人的には思いますし、とにかくそういった安全な空間、例えば存分にボールを蹴ることができる土や芝生の空間、これを公園と呼ぶのかどうかはさておき、そのような空間の確保というのは、つくばだからこそできることではないかと思います。そこに魅力を感じて教育移住をする家庭も増えているのではないかとも思うのです。ですので、その公園というか空間の充実というのは、つくばスタイルとしてすごく魅力的なのではないかと思います。</p>

成島委員	公園に関することは公園・施設課へ、とよく言われますけれども、公園・施設課はどこの管轄になるのでしょうか。
坂田教育局次長	公園・施設課は市民部や都市計画部ではなく、建設部の管轄になります。
柳瀬委員	ということは、ハードの話になってしまうわけですね。ハード面での管理なのだけれど、ソフト面の部分がどこかにいつてしまっている感じがしますね。
成島委員	雑談になってしまうのですが、幼児クラブの会長としてずっと何年も毎年公園の点検をしまして、木製のものなどは老朽化がひどくて、そういうのが撤去されたら今度はすべり台とかが全部くっついた複合遊具のようなものがポンと設置されることが多い状況です。もちろんそれもいいのですが、少々物足りなさを感じるころもあって、平均台のようなシンプルなものでも意外と子供は想像力を発揮して遊んだりするのに、遊び方が決まっているような遊具がポンと来ることが増えたと思いました。そして、遊具のチェック項目とかもずっと更新されていなくて、誰がどこまで管理しているのだろうかと思いつてチェックしているところです。
柳瀬委員	具体的にはコミュニティ・スクールの会議などで、地域の子供の遊び場をどう考えるかという話が出てくれば良いと思うのです。洞峰公園などは少々特別な場所だとしても、地域にある公園というのはその地域の住民の意識の問題だと思うのですよね。私が学生の時に一生懸命に調査したことがあるのですが、子供が見つからないという現実が分かってしまつて、その頃から公園で子供が遊んでいないという結論になってしまつたのでその先までは行かなかったということがありました。私は昭和30年代生まれでその身からすると、公園ではなくて空き地というのが子供の遊び場所になっていて、そういう研究論文もありますけれども、当時は、空き地は暗黙の了解で、所有者も建築予定者も子供の遊ぶことは認めていたというのがあったのですよね。

成島委員	<p>いまの公園は子供の遊び場というよりも、基本的には市民の場所になっているじゃないですか。割と高齢者がゲートボールみたいなことをやっていたりして、時間帯によって使い分けられている印象はあるのですが、それで気づいたのは、健康遊具のようなものが増えていたりとか、幅広い世代向けのものになっているのだろうなということです。その一方で、子供のためのただっ広いスペースとかが無く、公園自体の目的がわかりにくいと感ずることもあります。</p>
柳瀬委員	<p>とりあえず、もう市民の社会通念として公園でボールを投げてはいけないといった、ルールや意識は徹底してしまいましたよね。草野球はできなくなりましたし。</p>
成島委員	<p>安全面や警備的な部分で、自由とするのが難しいことも理解はするのですが、そうなっていますよね。</p>
倉田委員	<p>空間の利用の仕方とか工夫とか、そういったものが子供の中になくなってきている傾向があるので、自由に子供たちの発想でそこを利用できるように環境づくりというのが本当は必要なのですよね。</p>
柳瀬委員	<p>公園にみんな集まっても、みんな違う方を向いてゲームをやっていますよね。</p>
和泉委員	<p>ただ、家にこもっていないで、公園に来るだけでも良いとは思っていますよね。</p>
柳瀬委員	<p>そうか、たしかにそうですね。</p>
成島委員	<p>きっと草刈の回数とかも年に数回と決まっているのですよね。</p>
森田教育長	<p>そうですね、決まっていると思います。ここまで、かなり教育的な視点でのお話できたかと思います。結局場を作るところと、それをどういった目的でどのように使わせるかということ考えるとところが別々に</p>

	<p>なっていて、その連携がないとなかなか子供にとって良い空間にならない可能性があるというのがありますね。</p>
成島委員	<p>ここで話し合ったことは公園・施設課にどのように伝わっていくのかというの思ったところでした。</p>
森田教育長	<p>会議ではそういった話も出たということ伝えることになるかと思えます。</p>
柳瀬委員	<p>そうですね、非常に関心を持っているということで。</p>
森田教育長	<p>10月10日までお時間を頂いておりますので、もしお気づきのことがあれば青木企画監にメールをお送りいただいて、まとめてまたスポーツ振興課へ流すということで進めていければと思います。パブリックコメントの時期もありますので、またお願いできればと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは続いて、コミュニティ・スクールについてです。委員の皆様には各学園のコミュニティ・スクール推進会議を傍聴していただいておりますので、感想や意見等がありましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、成島委員どうぞ。</p>
成島委員	<p>感想になりますが、私は2つの学園の推進会議に出て、それだけでも地域の特性というか、地域によって雰囲気が違うことを感じました。集まる人や話し合う雰囲気が全学園で違うのだらうと思うと、なかなかすべての意見をまとめることは難しく、それぞれの学園だけでもまとまっておらず、結局学校単位になっている部分がまだ今の段階では感じられました。学園でやることのメリットのようなものを今後情報として共有して行って、メリットとして学園単位で生きてくると良いと思いました。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。はい、和泉委員どうぞ。</p>
和泉委員	<p>私は今までに3つの学園の推進会議を傍聴させていただきました。本当</p>

	<p>に地域によって全然違うことが非常によく分かって、傍聴できて良かったと思います。それが分かっていないと何も議論ができないことを実感しました。3学園それぞれで違うものの、それはとても良いことで、進捗も当然ながら随分と違っていることも見ていて感じました。既に地域性やネットワークが強くて、とても具体的な意見がどんどん出てくるような学園もあれば、集まってくる人を見てもまだあまり地域に広がっていないような印象の学園もありました。それは各学園で今から作っていくものなので、遅れているからもっと早くするよにといった話は全くするべきではないですし、とにかく時間をかけてひたすら対話を重ねて、熟議を通して作っていくことの重要性を痛感しました。今日の夕方にも1つの学園を見学させていただくので、また新しいつくば市の多様性を見ることができるのではないかと感じて楽しみにしています。とはいえ、コミュニティ・スクールとは何なのだろうということを、私も会議を見学することでイメージを持てるようになってきたところがあります。第2回の推進会議を終える学園は残すところあと1回だと思うのですが、その前に一度コミュニティ・スクール像のようなものについての話し合いができれば良いのではないかと感じております。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。学校としてのコミュニティが強かったのを、今度は学園ごとのコミュニティにしようとしているわけで、初めての試みですが今後大事にしていくものになります。会議での話し合いを重ねながら、その学園の特徴を生かしたものができてくると良いと思っていますし、そのように進めていきたいと思っています。その辺りはこれから期待したいところです。</p>
柳瀬委員	<p>毎回聞いてしまっていますが、コミュニティ・スクールの運営協議会に法的な根拠はあるのでしょうか。PTAと同様に社会教育諸施設の中に入るということで良いのでしょうか。</p>
吉沼教育局長	<p>運営協議会については、法的な根拠がございます。</p>
柳瀬委員	<p>ありがとうございます。運営協議会はいわゆる社会教育団体ではなくて、法的なものだということですね。推進会議はどうなのでしょう。</p>

吉沼教育局長	<p>推進会議は法的に位置付けられたものではありません。</p>
森田教育長	<p>推進会議は丁寧に進めるために、クッションのようなものとして置いているものですね。</p>
柳瀬委員	<p>よく言われるのは、議決機関なのか、諮問機関なのか、附属機関なのかということです。そうではなく、それらを全てひっくるめて参与機関だという言い方も最近出てきているようです。調べたところ、運営協議会で何かを議決することができるのであれば議決機関、いろいろと意見を言うことはできるものの最終的な決定権を学校長が持つのであれば諮問機関、学校長の考えや意図に従って実行していくのであれば附属機関、その3つがあるようです。でも、今は試行錯誤をしている段階で、その全部の意味合いがあると言われていて、決めることは決め、諮問されたことについては意見を述べ、場合によっては校長のお手伝いをす、これら3つの機能が含まれているとされています。その辺りの区別を実際の会議の中でつけることができるかどうかですよね。その点を明確にできれば、校長の立場もはっきりしてくると思います。以前に大きな問題になった、学校長と職員会議の関係とある意味で一緒ですね。職員会議で決めたことに学校長が従うのか、校長が決めたことに職員会議が従うのか。単なる諮問機関ではないというのであれば、先ほど和泉委員がおっしゃった熟議という言葉が非常に重要になってくるかと思いません。</p> <p>また、学校長と運営協議会の関係以外では、運営協議会と職員会議の関係もありますよね。学校長が職員の意見を職員会議で全て集約しているかということ、おそらくそうではないはずですので。また、PTAのPである保護者との関係についても考えることがあるかもしれません。今後、非常に難しい問題や決めなくてはいけないような話が出てきたときに、それらについて事前に整理しておかないと、すんなりといかないことが起こるかもしれません。みんなで話し合ひましょう、といった性質のものであればまだ良いのですが。</p>
和泉委員	<p>実際に吾妻学園でそういったケースは出てきているのでしょうか。</p>

森田教育長	はい、生涯学習推進課。
澤頭生涯学習推進課長	吾妻学園で何かを決定する際には、運営協議会ではなく、学校運営の最終責任者である学校長が最終的に決めることとなります。その際に必要な意見をみんなで考え、話し合っていく形で進めております。
柳瀬委員	ということは位置づけとしては諮問機関ということですね。
森田教育長	学校運営について議決するような組織ではないということですね。ただ、学校をより良くするために自分たちで何をするかを決めることは可能というものだと思います。
柳瀬委員	暗黙の了解として、学校長の権限というのがどこまであるのかということですよ。すでに線引きはされているということだと思いますが。
倉田委員	今の段階では学校長の権限で判断するような方向で進めていくべきだと思います。ただ、先ほど柳瀬委員から発言があった3つ役割というのが非常に大切だと思うのです。学校長がどのようにそれをうまく活用していくかが重要な気がしています。自分のブレーンとしてというか、学校長の補助も含めて運営協議会をうまく利活用して、学校のためとなる機関になるように組織づくりをすることが最終的な目的だと今の段階では思っています。
柳瀬委員	学校長の権限の部分について、地域からの意見がいろいろと出てきてすれ違いが生じ始めた時に、適切に反映されるかと言われると、なかなか議論が大変なのではないかと思います。例えば、学級編制やカリキュラム、休業期間についての話になってくると、それは学校長の権限の部分だと思いますので。
倉田委員	学校長がしっかりと考えを持って、協議会の中で話し合いがうまく成立するようにしていくことが大切だと思います。やはり納得してもらって進めないと、この機関は成り立たないでしょうから。

柳瀬委員	そうですね。学校ではそれを職員会議でこれまでもやってきているでしょうからね。
倉田委員	職員会議はあくまでも学校長の権限で開催されるものですからね。
柳瀬委員	地域の方もいろいろな考え方を持っていらっしゃると思うのです。
森田教育長	だからこそ地域の人たちも熟議することが大事なのですよね。
成島委員	あとは目指す生徒像のようなものを大人たちが話し合うということにやはり違和感があって、子供たちの意思が反映される方が良いと思っています。子供たちが地域や学校をこうしていきたいというのが先にあって、そのために大人たちはどのようなことができるかを考えるという流れの方が、今までとは違うものになるのではないのでしょうか。学校によりけりですが、最初からどうあるべきだというのが決められている今のスタイルでは主役が見えないと感じています。
倉田委員	おそらく今の段階では、学校長が代弁しているのではないのでしょうか。子供の意見を吸い上げながら、学校としての考え方を示しているはずですが、将来的には子供の代表が推進会議の中に入って討論することも望ましいかもしれないですね。
柳瀬委員	先ほど話があった地域の遊び場の問題などは、子供の話を聞かずに大人が決めるわけにはいかないですからね。そのような方向に行けば健全なんでしょうね。
森田教育長	そういった意見は前にも頂いていて、生涯学習推進課でもその方法を検討しているのですよね。
澤頭生涯学習推進課長	はい。コミュニティ・スクール推進会議の際にも同様の御意見を頂いておまして、方法を検討しているところです。子供を委員にするのは難しいところがありますので、そうではなく、推進会議で子供に意見を



森田教育長	<p>述べてもらう場を用意して、会議に反映させていくという方法はあるのではないかと考えております。そういったところを目指して、来年度に向けて準備を進めております。</p> <p>本当に貴重な御意見だと思います。どのような方法が一番良いかを考えているところです。大人が課題と思うところを整理することも大事ですし、子供たちの声も大事ですので、上手に両方の意見を反映できるような方法を十分に考えていきたいと思っています。</p> <p>コミュニティ・スクールについて他にはよろしいでしょうか。これからも情報交換をしながら、進めていきたいと思っています。</p> <p>それでは他に無いようですので、続いては和泉委員から事前に話題にしたいとお話を頂いております、不登校児童生徒支援の実態の進捗状況についてです。まずは学び推進課から説明をお願いします。</p>
岡野学び推進課長	<p>まずは不登校児童生徒及び保護者へのアンケートについてご報告します。ご承知のように、令和4年の7月に1回目のアンケートを実施しております。これは市の不登校児童生徒の支援のあり方等に盛り込ませていただいたものです。今年度についても実施を予定しているのですが、去年のアンケートの実施後に茨城県がつくば市の内容を参考にしたいということで情報提供の依頼がありまして、情報を提供したところ、県が今年の4月に全県的なアンケート調査を実施しました。内容を確認しますと、昨年つくば市で実施したアンケートの内容とかなり重複する部分がありまして、また同じような内容でアンケートを実施すると子供たちや保護者の方々に負担がかかってしまいますので、別途で項目を設けて実施するのか等、内容について現在検討しています。報告は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>和泉委員、いかがでしょうか。</p>
和泉委員	<p>ありがとうございます。県のものとは重複してしまうようであれば、そこに時間を割くのではなく、むしろ大きな課題の一つである回収率の向上に注力する方が良いと思います。たしか前回の回収率は4割に満たない程度だった記憶がありますので、もう少し回収率を上げることと、加</p>

	<p>えて、不登校長期欠席の子供たちや保護者からへの直接の聞き取り、質的調査に取り組んでも良いのではないのでしょうか。その方法として、もちろん新型コロナウイルス感染症などの状況を見ながらにはなりますが、アウトリーチ活動として教育委員が話を聞きに行くような機会があると良いかもしれないと考え始めたところです。まだまだ細かいところまでは考えられていませんが、まずは当事者、校内フリースクール支援員、増員したスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのそれぞれの状況を聞くことが大事かと思っています。</p> <p>そこまで早急には進められないだろうと思う一方で、制度が始動して約半年が経って、少し急がなければ適切なマイナーチェンジができないのではないかと非常に不安に思っています。ですので、小規模でも良いのでとにかく確実に当事者の声を拾えるような機会を持ってないかと思っています。</p>
森田教育長	はい、学び推進課。
岡野学び推進課長	御指摘いただいたとおり、昨年度は紙ベースで実施したこともあり、回収率が低かったと認識しております。今年度はQRコードを読み込んでオンラインで回答する方法も考えており、頂いた御意見を参考にしながら、より実態を把握できるような実施方法を検討してまいります。
森田教育長	はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	<p>実態調査についてです。皆さんご存知だと思いますが、量的な調査と質的な調査があるのですよね。たくさんのデータを集めたい時や傾向を知りたい時には、たくさんのデータを集めてアンケートをとる形の質的調査をおこなうわけですが、一方で、それでなかなか拾えないものは、個別に文章で書いてもらったりして拾っていくのですが、もっときちんと調査するためには、ヒアリングをしないとイケないわけで、これが質的調査なのです。どちらか一方では片手落ちになってしまうので、社会学の先生たちは通常その両方を実施しています。県がアンケートを実施してくれたことはありがたいことで、そこから大局的なデータは出てくると思うので、ヒアリングの部分を今後はやっていかななくてはイケないわ</p>

	<p>けです。去年のアンケートを補う形でできると良いはずですが。ただ、学び推進課も本当にとっても忙しいでしょうから、学び推進課だけで実施するのは難しいと思います。ですので、教育委員会を使っただいて、こまめにヒアリングを進めていくのが良いのではないのでしょうか。ヒアリングで聞くのは個別の意見ですので、それがすべてではないのですが、いくつかのヒアリングしていくうちに、共通の問題点が見えてくると思います。</p> <p>ではヒアリングの対象をどうするかですが、当事者と保護者、現場の先生たちは当然として、校内フリースクール支援員の方や民間のフリースクール、公設の施設にも聞けると良いのではないのでしょうか。それぞれ立場の異なる人に、ヒアリングする必要があると思います。あとは、いわゆるマスコミや SNS 等で発信している方の意見を聞いても良いと思います。難しいのは、当事者、特に子供たちの意見を聞くことです。その辺りをどうするかは考えなくてはいけませんね。教育委員会を使って上手にできないかと思っているのですが。</p>
成島委員	<p>スクールカウンセラーの情報は基本的には個人情報になってしまいませんか。</p>
柳瀬委員	<p>それはスクールカウンセラーの方がきちんと仕分けして話をするのではないのでしょうか。個人が特定されるような話し方はしないと思います。</p>
成島委員	<p>以前にスクールカウンセラーの方たちの勉強会がありましたが、その時に一番身近に感じられる例を聞いたような気がするので、改めて聞き取りをしなくても、現在聞き取り役をやっている方々が横で繋がる場を増やすのが良いのではないのでしょうか。</p>
柳瀬委員	<p>そうですね、あの場に出てきた意見は非常に貴重だと思います。具体的な提案もあったはずですし。もちろん人的手当がもう少々必要だという話でしたが、それ以外にもいろいろな意見がありましたよね。スクールソーシャルワーカーの視点でよく見ていると感じましたし、立場によって見方が随分と違う印象も受けました。</p>

	<p>あとは考え方として、不登校の問題は本当に大きくなっていて、不登校の子供が統計的にはおおよそ1クラスに1人いるという状況ですので、すべての先生たちが不登校の問題に関わっていると考えた方が良いと思います。ですので、夏の研修の時期は終わってしまった中で、支援員同士の勉強会も続いているとは思いますが、今だからやっておかなくてはいけないことがあるような気がします。</p>
森田教育長	<p>そうですね。いろいろな手を施策として打ったので、それがうまくいっているのかどうか、中間の評価をする時期になっています。評価の結果によって早急に手だてを打つ必要があることも出てくるでしょうし、来年に向けて動き始めなければならないこともありますので、1回目の整理をする大きな時期だと思います。ただ、調査の目的によって聞き取りの対象も変わってくるので、その辺りは改めて整理していきたいと思います。決まりましたら、また改めて提案させていただければと思います。</p>
柳瀬委員	<p>教育委員の中でも、それぞれいろいろと話を聞いたりして情報を持っていると思います。それを1回テーブルに置き直してみるようなことも必要かと思います。</p>
森田教育長	<p>お気づきのことがありましたら、私たちも考える材料になりますので、企画監を通してお伝えいただければと思います。</p>
柳瀬委員	<p>出し惜しみをする必要は全くなくて、意見やアイデアをまずはテーブルに上げて、みんなで考えていかななくてははいけませんよね。個人的にこう思います、という答え方は当然ながらできないですし、教育委員会でどう考えるかということですよね。実際に民間のフリースクールの方にお話を聞いたところ、すぐに施設補助を受けるには、時間的な問題や人材の問題があるとのことでした。民間でも人材の確保には難しい問題があるようです。あとは、実施している補助事業がこの先も恒久的に続くものなのかという心配も聞かれました。補助が無くなってしまえば自前でもうにかするしかないわけで、どうしても躊躇してしまうところだと思います。</p>

	<p>全国に先駆けた事業でもあるので、難しさは当然ながらあると思うのですが、モデルになるものとして生かさなくてはいけないはずですが、本来は国が実施すべき事業だという思いはありますが、つくば市がまずこのような方法で実施したところこのような成果がありました、というのを示して、そして国として制度を全国に展開していくという動きになれば一番良いと思います。生みの苦しみは当然あると思うのですが、それをネガティブにではなくポジティブに捉えて、官民が力を合わせてこの問題に取り組んでいく姿勢が欲しいですね。</p>
森田教育長	<p>国もいわゆる不登校特例校、今は別の名前になった記憶がありますが、そういった制度を作るなどしているものの、県に数校あってもあまり意味がなくて、それぞれの地域で細やかに対応しないとけないと思います。私たちがやっているような方向を国が考えることが一番大事であるはずで、そういった意味でもしっかりと評価をして、うまくいくところと、うまくいかないところを明確する必要があるかと思います。先ほども言いましたが、この辺りで一度整理していきましょう。聞き取りについては学校の協力抜きではできないしょうから、学校にしっかり示しながら進めていくことも大事ですね。</p> <p>倉田委員からは何かありますか。</p>
倉田委員	<p>傾向を分析して、実態を把握して、今後どうしなくてはいけないのか、どこに課題があって、どのような対策をさらに進めていく必要があるのかを明らかにしていくことが今後必要かと思います。ですので、そのための情報をどのようにして手に入れるのかをみんなで検討していく必要があると思います。</p>
柳瀬委員	<p>もう一つよろしいですか。不登校児童生徒支援というと、どうしてもスティグマというか、負い目を感じてしまう、負い目を感じさせてしまうような面があると思うのです。和泉委員もよくおっしゃっていますが、私は不登校児童生徒支援という言葉は一旦置いておいて、学校に行かないということに対してフォーカスするのではなく、多様な学びの場を作ることに持っていく方が良いのではないかと思います。その方がポジティブですね。それこそが教育機会確保法の本来の意味でもありま</p>

	<p>すし、政府が進めている「こどもまんなか」の政策とも当然繋がってくる話だと思うのです。不登校児童生徒支援のために校内フリースクールを設置したことや、民間事業者への補助制度を作ったことが、対症療法的なものとして捉えられてしまうことが非常に残念なのです。学校に行っていない子供たちに何かをしてあげるというスタンスが蔓延してしまうと、学校に行っていないことについてその時点で負い目を感じさせてしまっているような気がします。教育機会確保法が全ての児童生徒を対象とするものであることに立ち返ると、学校に行っている子供たちは、学校に行くということのメリットを最大限に受ける選択をしているといえると思います。一方で、必ずしもメリットだけではなく、マイナスの面が大きい子供たちもいるから、そのような子供たちのために別の選択肢もあることを横並びで提示してあげないと、どうしても福祉的なニュアンスが強くなってしまって、広く世の中に知らしめることについて、差し控える方向になってしまっているのかもしれない。もちろん学校には学校の素晴らしいメリットがありますが、いろいろな学びがあるということを示して、アピールして良いのではないのでしょうか。全国に先駆けてつくば市で実施しているわけですし、今後全国展開されていく方が良いはずですから。対症療法的なものになると、ネガティブな面がどうしても出てきてしまって、子供たちに広くお知らせしようとならなくなってしまうでしょうから。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。先ほど不登校特例校と言いましたが、「学びの多様化学校」と名前が変わったのでした。</p>
柳瀬委員	<p>変わったんですね。国もそういう流れなのですね。</p>
森田教育長	<p>大事なことですよね。</p>
和泉委員	<p>であるならば、既存のいわゆる1条校がおそらくそちらに寄せていく流れになるのではないかと思います。たとえ対症療法的なものであっても、それはやらなくてはならないと思います。校内フリースクールに子供たちがどれぐらい来てくれているのかは分かりませんが、選択肢を増やすという意味で本当に有意義だったはず。一方で、学校をより多</p>

	<p>様なものにしていかなくてはいけないはずで、対症療法的なことと並行して、もっと抜本的なことも考えていかなければならないと考えます。対症療法ばかりに捉われてしまっっては不登校が良くないことだという固定観念から抜けられないと思います。不登校特例校という名称を改めたことには意味があるものの、名称を変えれば良いというものではないですし、それ以外の学校との住み分けが何なのかを考えると、やはり同時並行で今ある学校のやり方を思い切って変えていかなければならないと思います。</p>
柳瀬委員	<p>とはいえ名称が変わったことは大きいですね。そういった意識を共有しているということですから。</p>
森田教育長	<p>そうですね、まずは大きいと思います。</p> <p>誰もが幸せを実感できる学校というのをつくばの学校づくりの目標としていて、まさにそのような多様を認めていくようにしたいと思っています。和泉委員がおっしゃったことは非常に大事なことですし、そういった考えを先生方に持ってもらうようにしていかなければいけないと思っています。ただ、なかなか難しいところもあって、学校の持つ元々のイメージを崩していくことはかなりハードルが高いのも事実です。</p>
成島委員	<p>フリースクールがどのようなところなのかは、そこに通っていない子供たちは分からないと思いますし、そもそも存在自体もまず知らないと思います。でも、そのような学びの場が存在していて、自分たちの通っている学校にメリットとデメリットがあるのと同じように、そこを選ぶメリットとデメリットがあって、自分が選択することができるのですよね。そのことについて考えて、話し合う授業のようなものがあれば、自分がその選択をしたのだというポジティブな捉え方になっていけそうな気がします。</p>
森田教育長	<p>子供自身が多様を認める心を持たないと差別になってしまいますからね。</p>

成島委員	知らないとは差別につながってしまいますし、まずは知ることから始める必要があるのではないのでしょうか。心の悩みのようなものは、吐き出さないと共有できるものではないですし。
柳瀬委員	とても良い機会になるのではないかと思います。
森田教育長	本当に子供たちの対話やそういった自由を大事にすることが、きっとこれからキーワードになってくるかと思っています。大変貴重な意見が出ましたので、課題と対策について今後整理できればと思います。
6 閉会	
森田教育長	本当に長時間、貴重な意見をありがとうございました。以上をもちまして9月の定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎会議録の調製

署名年月日	令和5年（2023年） 10月26日
調製者	吉沼 正美